

## 十九世紀中点における二つの争議(I)

—イギリス労使関係史の研究—

菊池光造

### はじめに

「1851年の大博覧会は、イギリス経済が急速に拡大する一時代を告知するものであった<sup>(1)</sup>」。その後、1850年代から1870年代に始まる「大不況」にいたるまでの、いわゆるヴィクトリア中期は、イギリス自由主義の黄金時代、イギリス経済の全盛期 *hey-day* として知られている。同時にこの時期は、ロバート・オウエンの思想的影響をうけたといわれる「労働組合総連合運動」およびチャーティズムにその頂点をみる19世紀前半のイギリス労働運動の昂揚、社会的激動と対比して、労使関係の安定、産業平和と社会的安定の時代としても注目されてきた。

だが、労働組合史・労使関係史の視点にひきよせてみる時、この経済的繁栄と労使関係安定の時代にすべりこむに先立って、イギリス資本主義は歴史に残る二つの大労働争議を経験せねばならなかったのだ。その一つは、*Lock-Out of Engineers* として知られる1851年から52年にかけての機械工業の大争議であり、いま一つは *Preston-Strike* として知られる1853年から54年にかけての綿工業の大争議である。

この稿は、イギリス労働運動史研究のなかで言及されること多く、しかもその具体的内容については知られること少ないこの二つの争議について、それらの内容の検討・比較分析をおこない、これを通じて19世紀中葉イギリス

(1) Cf. J. R. T. Hughes, *Fluctuations in Trade, Industry and Finance, A Study of British Economic Development 1850—1860*, 1960, p. 3.

労使関係の構造把握に迫ることを意図している。19世紀中点イギリスにおける資本・賃労働関係を凝縮した形で体现するこの二大争議をつぶさにみることによって、われわれは、経済理論においては抽象・純化した形で把握される資本・賃労働関係がいかなる歴史・具体的な形態をとって展開されるか、またそれがいかに多様かつ複雑な内容をもって展開されるかを見ることができる。またこの検討は、産業資本主義段階あるいはいわゆる「自由主義段階」における労働組合・労使関係の姿を安易にモデル化して把える思考に疑義を呈することになるであろう。さらにまた、労使対抗のリアルな過程の検討は、いわゆる「自由主義」の体制が労使関係の深部においてどのような機構によって支えられていたか、経済的自由主義は労働者階級にとって現実は何を意味し、いかなる形で機能したか、こうした問題の理解にも光を投げるであろう。とはいえ、まずわれわれは、論評を最少限に抑えて二大争議の具体的過程を追うことにしよう。<sup>(2)</sup>

争議過程の分析にあたっては、*Trades' Societies and Strikes. Report of the Committee on Trades' Societies, appointed by the National Association for the Promotion of Social Science, 1860.* を主資料として使用する。この資料については、ウェブが『労働組合運動史』初版の序において「この問題に関する刊行資料のなかで、おそらく最も重要なもの」と評価している点。また「これは1824年から1894年の間に、労働組合運動についての五回の歴史的な官設調査によって蒐集された断片的かつ確証されざる大量の情報と好都合に比較されるべき、丁寧に分類された事実のぎっしりと詰った倉庫である」と述べている点を参照のこと。Cf. S. and B. Webb, *History of Trade Unionism*, Rev. ed., 1920, X.

## I ASE の成立と大ロック・アウト1851—2

ASEの結成と争議の発端 周知のように、ウェブによって新型労働組

- (2) なお研究対象選択の必然性の問題も含めて、労使関係分析の視角に関しては、さしあたり、小稿「労資関係史研究の方法について」(社会政策学会年報第16集「社会政策と労働経済」所収)を参照されたい。

合 New Model の典型とされたイギリス機械工業の労働組合 ASE (Amalgamated Societies of Engineers, Machinists, Millwrights, Smiths and Pattern Makers) は、1850年9月既存の地方的職能別組合の合同決定によってその礎石を据えられた。1851年より、約5,000人の組合員をもって新たな中央集権的職能別全国組合として出発した ASE は、この一年を通じて急速にその勢力を伸張させた。1851年末の時点でみれば、組織人員1万1,829人、連合王国 United Kingdom の諸都市に121の支部をもち、年間収入総額22,807ポンド8シリング8 $\frac{1}{2}$ ペンス、年間支出総額13,324ポンド19シリング11 $\frac{1}{2}$ ペンスにのぼる大組織になっていた<sup>(1)</sup>。こうして組織結成の波にのって勢力を伸しつつあった ASE にとって、最初の試練となったのが1851年から2年の大争議だったのである。

この年に至るまで、イギリス機械工業の熟練労働者の関心は、長らく「組織的残業」systematic overtime と「出来高制労働」piecework、この二つの慣行の廃止に向けられ続けていた。とりわけ、熟練機械工の平均寿命が37.5才に過ぎなかったような当時の状況のもとで、過長労働時間と労働密度の増大は労働者生活にとって重大な問題であった。それだけにランカシャー地域で象徴的にみられたように、当時の諸労働組合 Societies は恒常的な残業労働=組織的残業等の肉体的弊害を労働者に説きつづけてきたのであった。<sup>(2)</sup>さらに、この二つの問題は、ASE にとっては、その職業政策のなかで緊密な位置づけを与えられていた。「我々の職業 our trade における過剰労働を防止するための十全に統制された組織」たることを最大の目標とした ASE は、合同を決定した1850年9月のバーミンガム代表者会議で採択した「職業防衛条項」において、組織的残業についてつぎのように規定していた。「我々の組合員に対して全般的な雇用の見とおしを確保するために、我々は組織

(1) Cf. "An Account of the Lock-Out of Engineers, &c.," by Thomas Hughes, in: *Trades' Societies and Strikes*, 1860, p. 171.

(2) J. B. Jefferys, *Story of the Engineers 1800-1945*, p. 66.

(3) *Trades' Societies and Strikes*, p. 171.

的残業を拒否する。それは、あるものに正当な一週(当り)労働時間以上働く特権を与える一方、そうすることによって他の組合員から勤め口を奪い、家庭の窮乏を生み出し、組合基金の大きな支出を惹き起すことによって、多大な害悪の原因となるのである」(Rule XXIII, Sect. 1.)。また、出来高制については「雇用を見出せそうな以上に我々の職業への徒弟あるいは入職者がふえることを阻止するために、一台以上の旋盤あるいは機械を運転する慣行を打破すべく、廃止する……」(Rule XXIII, Sect. 2.) — としていた。<sup>(4)</sup>

かくて、同時代の観察者によって「事実、これらの慣行をとりぞこうとする欲求こそが、異なる諸組合を合同に同意せしめた主たる理由のひとつであった」<sup>(5)</sup>といわれるまでに、それらは重要な課題とされていたのだった。したがって、先のパーミンガム代表者会議において、すでに各地方からの代表者は、これら二つの問題について具体的行動が急務でありかつ可能であると主張して執行委員会に、その着手を迫ったのであった。

ほぼ一年に近い延引ののち、組織の伸張に自信を深めた ASE 執行委員会は、ついに1851年7月 ASE 全支部に回章 circular を発送、二つの課題について組合員の意見を投票に問うことに踏み切った。結果は「組織的残業の廃止」について賛成5,297、反対18、「出来高制の廃止」について賛成5,709、反対16という圧倒的なものであり、これをふまえて ASE 執行委員会は、1851年11月24日二つの回章を発送したのであった。そのひとつは機械工業の全労

(4) Cf. *ibid.*, pp. 192—193; G. D. H. Cole and A. W. Filson, *British Working Class Movements, Select Documents 1789—1875*, pp. 478—479.

(5) *Trades' Societies and Strikes*, p. 171.

(6) この数字はジェファリーズによる。Jefferys, *ibid.*, p. 36. 同時代の報告者トーマス・ヒューズは、「11,800人以上の組合員のうち9,000人以上が投票し、二つの問題について16人のみが出来高制および組織的残業に賛意を表するものだった」としている。*Trades' Societies and Strikes*, p. 172. 投票数に大きなズレがあるが、その理由は明らかでない。ここでは内輪な数字でもあり、ASEの後身 AEU の公認組合史たるジェファリーズの数字を採用しておく。

働者に向けたものであり、①機械工業のすべての労働者 (engineers, machinists, smiths and pattern makers) は、1851年12月31日以降、出来高制および時間外労働を停止すべきこと、②故障および事故により職工が時間外労働に呼び出される場合には、その作業に対して倍額の賃金が支払われるべきこと、③夕刻5時半あるいは(地方により)6時以降の作業および朝6時以前の作業は、すべて時間外労働とみなさるべきこと(ただし土曜日については通常の土曜労働の終了時点から時間外労働とする)、一以上を通達するものであった。

一方、雇用主に対する回章において ASE 執行委は、①時間外労働が「疲労した労働者に対して割増賃金を払う」こととなり、雇用主にとっても利益とはならない。②残業は労働者の健康を破壊し、時間外のみならず正規の時間内の労働にも有害な影響をおよぼす。また労働者の生活時間を侵蝕することによって人格的向上を妨げ、「労働力の質の低下」を招く。③出来高制は「仕事の手を抜く」傾向をうみ出す、とのべた。かくて組織的残業、出来高制、これら二つは雇用主にとっても有害であり、その廃止は雇用主にとっても利益となる、「少くともこの場合においては、貴方が自身の利益と貴方がたの労働者に対する仁愛が手を携えて進む」のだ、と説き、1851年12月31日以降の二慣行打切りと不慮の際の時間外労働に対する倍額賃金を通告したのであった。<sup>(7)</sup>この時点にあつて、みずからの組織の力に自信をもつ ASE 執行委は、多くの企業での ASE 要求受容、組合圧力および競争条件均等化を要求する企業間圧力によるその波及、こうしたプロセスによって容易に要求実現は可能であると信じていたとみられる。

**オルダムの争点** ブリテン全土にわたって機械工業の労使関係がこのような局面に達している時、北部工業地帯の一中心地オルダムは特殊な問題を抱えていた。すでに1850年から51年にかけてオルダムの大機械工場ヒバート・

(7) "Circular to the Employers", cited in: *Trades' Societies and Strikes*, pp. 173-5.

プラット社 Hibbert, Platt and Co. とその労働者の間に紛争が続いていた。労働者の要求の一つは、当然に機械工業に共通な「組織的残業」および「出来高制」の廃止であったが、この企業の場合、機械工はこれに加えて①出来高制の適用にあたって横暴な行動を示す特定の職長の解任、②不熟練工 labourer が操作可能で現に操作している特定の機械を熟練機械工 mechanics の手に委ねるべきこと、これらの要求をも提出したのであった。プラット社は、繊維機械を製作する大企業であり、ジェファリーズも指摘するように当時としては「ヨーロッパ最大の機械工場」<sup>(8)</sup>であった。小規模企業が圧倒的比重を占める当時の機械工業諸企業の中で、1,500人の労働者を雇用するプラット社はきわ立った存在だったといえる。そして、この規模の工場にして始めて可能となる生産工程の特化 specialisation と細分化 subdivision<sup>(9)</sup>こそが、この企業において分化する諸機械への「労働者の配置」の問題を、重大な争点として先端的に浮び上らせたのであった。

1851年2月と5月の二度にわたって、オルダム機械工は ASE 執行委員の一人 W・ニュートンを招き、紛争の調停を依頼した。ニュートンは個人の資格で調停の任にあたったが、それに先立ち ASE 執行委員会の見解を求めた。これに対して執行委員会は、オルダム機械工の他の要求は支持するが不熟練工の自働機械からの排除という要求には同意を与え得ないとし、W・ニュートンはこの線にそって紛争の解決に当たった。プラット社はオルダム機械工の他の全要求を容れた上で、「現在不熟練工によって運転されている機械は不熟練工によって運転しつづける。しかし今後設置されるすべての機械は熟

(8) J. B. Jefferys, *ibid.*, p. 35.

(9) 発達分化する諸機械への非組合員労働者の配置の問題、すなわち、いわゆる「機械問題」 machine question が ASE 全体にとって重大な問題となるのは、大況を通過した19世紀末になってからのことである。19世紀の中葉、イギリス経済の中軸産業たる綿工業の発展に牽引されて数少ない大企業にまで成長した繊維機械メーカーとしてのプラット社においてこそ、この問題が先駆的に現れたことは注目に値する。

練機械工 mechanics によって操作されるものとする」という譲歩を示し、ニュートンはこの会社側提案を受諾するように組合員を説得した。だがオルダム現地の組合員の大多数は全要求の貫徹を主張、会社側がさらに「係争中の機械は1851年クリスマスを期に熟練機械工の手に復する」という再譲歩を示したにもかかわらず、全要求の即時実現のため争議続行を主張した。かくて ASE 執行委がこの条件の受諾を強く勧告し、これを無視するストライキ行為には支持を与えないと通告する状況の中で7月ストライキに突入、ASEの支援が得られぬことをまのあたりにみて、やむなく職場に復帰したのであった。<sup>(10)</sup> こうした経緯を経て、先の ASE 回章が発せられた1851年11月末の時点で、オルダム機械工の主張によればプラット社は「クリスマスを期に自働機械の操作は熟練機械工の手に委ねる」という前記協定のもとにあったことになる。一方会社側は、協定成立後の7月におこなわれた機械工のストライキ行為によって協定は無効となったのであり、会社は以前の約束によって拘束されないと主張したが、いずれにせよオルダム機械工は機械操作の権限が与えられぬかぎり、1851年12月31日を期してストライキに入る体勢にあったのである。

**雇用主の対応** ASE の回章が発せられた時、ロンドン周辺ではこれに対する反応は小さかった。しかし、北部工業地帯ランカシャーの諸都市においては雇用主の間に ASE に対する強い怒りが渦巻いた。当然にも、係争中の大企業プラット社が前面に立ち、自社の状況を訴えて雇用主たちの共感を得ることに成功した。かくて、1851年12月9日、マンチェスターで雇用主の会合が開かれた。これにはマンチェスター地域の機械工業企業の殆んどが出席し、つぎのような四項目にわたる決議を採択した。①ヒバート・プラット社に提出されたような要求でストライキがなされた場合、それがこの決議に参加したどの企業においてであれ、全企業が工場を閉鎖し、総会の投票によ

(10) *Trades' Societies and Strikes*, pp. 175-6.

て承認されるまで操業を再開しない。また、工場再開の場合にも、かかる労働組合 Trades Union と何らのつながりももたぬ労働者のみを雇用すべきこと。②雇用主協会は、各企業の従業員一人当たり10シリングの割での醸金により信用保証基金 *guarantee fund* を設置する。これにより先の方針を実行し、また雇用主協会の経費を支弁する。この基金は銀行に預託され、会員の誰かがこの総会決議に従わなかった場合、委員会は彼の供託金の全額もしくはは適当額を没収する権限を有するものとする。③雇用主協会の会員は、労働者の侵害に苦しめられた時には、協会書記に連絡をとること。その場合、書記は一週間以内に委員会を招集せねばならず、委員会は報告を受けそれが協会の介入を必要とするケースであるか否かを決定することとする。④全雇用主協会員は、12月16日までに彼が雇用中の労働者を協会書記まで報告し、それに<sup>(11)</sup>応じた保証基金を払いこむべきこと。

こうして結成されたマンチェスター雇用主協会 *Association of Employers of Mechanics of Manchester* は、12月16日に続開集会をもち、協会の公式態度を表明する文書を作成、12月20日付のタイムズ紙に掲載した。またこの日のタイムズ紙別欄には、雇用主協会の態度を支持し、ASEの要求を痛烈に<sup>(12)</sup>非難する *Amicus* と署名した匿名書簡が掲載された。

さて、オルダム争議の焦点たるこの年のクリスマスが近づくころ、マンチェスター雇用主協会は代表をロンドンに派遣、このマンチェスターからの要請にもとづいて、12月24日ロンドンで開かれた雇用主の会合にはロンドン地域の殆どどの機械工業企業が代表者を送り、ここに「機械工業中央雇用主協会」*Central Association of Employers of Operative Engineers, &c.* が結成された。こうして形成された中央雇用主協会の最初の行動は、「ロンドン、マンチェスター、その他いかなる地域の事業所においてであれ、職工

(11) "Resolution of Manchester Employers Association", *op. cit.*, p. 177.

(12) 匿名者 *Amicus* は、のちに William Fairbairn の息子 Thomas Fairbairn であることが明らかになったといわれる。Jefferys, *ibid.*, p. 37. なお、この書簡の内容については、続稿においてふれたい。



(hands) がストライキに入った場合には、あるいは1851年12月31日およびそれ以降の時期に ASE の要求が強制された場合には、1852年1月10日を期して全事業所を完全に閉鎖する」という決議を発表することであった。<sup>(13)</sup>

伸張する組織力を背景に、雇用主側の譲歩による楽勝を期待していた ASE にとって、こうした雇用主側の強硬な態度はむしろ驚くべきものであった。とくに、オルダムのプラット社における機械工の要求を、あたかも ASE 全体の公式要求であるかのように受取られている点について、ASE は困惑を隠さなかった。ASE 執行委員会は、「機械問題」を理由としてストライキに入ることをないようにオルダムの機械工をたしなめる一方、W・ニュートンがタイムズ紙上で「機械からの不熟練工の排除」は ASE の公式の要求ではないことを弁明した。さらに、ASE は12月末にロンドンで公開の討論集会を開くことを雇用主に呼びかけ、ここで ASE の公式要求が「組織的残業」と「出来高制」の廃止のみにあり、ましてや戦術としてのストライキなど意図していないことを明らかにしようと試みた。また、ASE は全争点を第三者の仲裁に委ねる用意のあることをも表明したのであった。

しかし、ここに至って雇用主側の反応は冷厳だった。総ての雇用主協会員に対して公開集会への招請状が送られたにもかかわらず、唯一人もこの集会に出席するものはなく、ASE の政策についての釈明および仲裁委任の態度表明も、雇用主協会によって完全に無視された。すでに機械工業の雇用主たちは、個々の要求・争点の問題ではなく、ASE そのもの、労働者の団結そのものを否認し、これと対決する姿勢を固めていたのだといえよう。こうして一切の妥協の余地は失われ、事態は不可避の流れをもって1852年1月1日を期しての機械工の定時退社（機械工が行ったのは、時間外労働廃止としての定時退社であり、ストライキではなかったという点は明確にしておかねばならない）、1月10日を期しての機械工業全企業雇用主によるロック・アウトへと発展したのであった。この日以降、3月末まで続いたこのロック・アウトに

(13) *Trades' Societies and Strikes*, pp. 180—181.

よって、ロンドン、マンチェスターを中心に ASE の組合員 3,500人、非組合員熟練工 1,500人、不熟練工（非組合員）1 万人が職を失い、それらの家族を含めて約 6 万人が生活危機に陥し入れられたといわれている。<sup>(14)</sup>

**争議経過と帰結** ここで争議経過の詳細にふれる余裕はない。以下、その後の争議過程でみられた特徴的な事実を示すにとどめよう。機械工業労使の間に戦端が開かれるや、両サイドの戦術は極めて鋭い対照を示した。ASE 側は、みずからの行動について徹底した公開主義をとり、あらゆる機会・方法を利用して争議の現況および ASE の主張を公表し、他業種の諸労働組合ならびに一般民衆の支持を得るために努力した。一方、雇用主協会側は徹底した沈黙戦術をとり、1月10日以降の過程で公衆の目にふれたほとんど唯一の雇用主側文書も、本来雇用主協会会員のみ配布された内密文書であり、偶然の機会にそのコピーを入手した ASE がこれを公表して始めて明るみに出たものであった。<sup>(15)</sup> また雇用主協会のとった戦術について、公表された他の唯一の情報には、機械工業雇用主によって利用されかけた他業種の雇用主が、これを非難してタイムズ紙に寄せた書簡によるものだったのである。

1852年2月18日付タイムズ紙への書簡で鉄道業経営者フィールデン Samuel Fielden は、かの「機械からの不熟練の排除」という論点に関して、つぎのように述べている。「事実とはいえば、これは機械工の云い分を中傷するために、とりわけ他の雇用主たちの目に対してそうするために工夫された（機械工業雇用主協会の）策略であった。ほんの数日前のこと、雇用主の代表が、私もその一員である鉄道業経営者の会合にむけて、それを熱心に力説した。すなわち、我が鉄道業の機械工 (railway mechanics) に対して操業短縮を課すべきだとする当面の理由として、また、そうすることによって、機械工業雇用主が貧窮状態に陥し入れた 6 万人の人々を救援する（鉄道業の）機械工の餓金能力を奪うべきだとする理由として、その点を力説したのであった。しかし、それが虚偽であることをとがめられて、機械工業雇用主たちはその陳述の撤回を余儀

(14) *Trades' Societies and Strikes*, p. 182, 183.

(15) *Op. cit.*, p. 182, および, "Account of the Lock-Out of Engineers, &c." Appendix III, *op. cit.*, pp. 190-199.

なくされたのである」一と。 *Trades' Societies and Strikes*, p. 183.

ASE の側では、ロック・アウトの開始と同時に、組合基金により自己の組合員に失職手当を給付する一方、組合員以外の失職者に救援の手をさしのべることを決定、全国の労働組合および民衆に餼金のアピールを發した。これに応じて全国の民衆から続々と餼金が寄せられ、この争議期間中を通じて、その額は4,034ポンド7シリング3ペンスに達した。この餼金を基礎にしてASE は、非組合員熟練工および不熟練工に争議期間中を通じて総計7,767ポンド13シリング9ペンスの手当を支給した。すなわち、民衆からの餼金を3,700ポンド以上うまわる額を支出したのであり、この差額は他の諸職業の労働組合からASE 執行委あてに送られた支援金から支出されたのであった。

他方、ASE 執行委員会は、ロック・アウトに直面した当初みずからの組合員のためにASE の財政基金による自営工場設立を宣言し、事実いくつかの工場が設立された。しかし、時は新工場発足にとって有利ではなかったし、基金は失職組合員への給付金として緊急に使用せざるを得なかった。かくて借入資金によって発足した若干の例を除いては、この計画は放棄せざるを得なかったし、その後数年間操業した少数の例外も結局はほとんど失敗に終わったといわれている。<sup>(16)</sup>

争議が長期化するにつれて、事態の重大さに驚くとともにその結末に不安を感じたASE は、争点を第三者の仲裁に委ねることを申し入れ、合理的な解決ならばいかなるものにも従うという態度を表明した。事実数度にわたって仲裁の試みがなされたが、雇用主側が一貫してあらゆる妥協を拒否し続けたのであった。かくて、ASE の動揺を見定めつつ、1月下旬に雇用主協会は新たな決議を發表した。これは、悪名高いかの「宣誓書」the declaration を含むものであり、労働組合との絶縁を誓う「宣誓書」に署名したもののみ

(16) *Trades' Societies and Strikes*, p. 184.

を採用する形での工場再開を通告するものであった。2月始め、雇用主側は一斉に工場の門を開き、これ以後3月にかけて、労働者を就業させようとする雇用主側と、「宣誓書」に署名する屈從的就業を阻止しようとする ASE 側と、両サイドによる労働者の争奪がくり返されることになる。

当初、「宣誓書」への署名要求に対する憤激が労働者の足並みの乱れをチェックし、直ちに戦列を離れて屈辱的な復職を選ぶものは少なかった。むしろ決定的な契機は、ASE の基金の涸渇から失業給付金が週15シリングの水準を保ち得ず、10シリングに引き下げられた時に来た。労使双方からの説得・争奪のなかで、しだいに「宣誓書」に署名して復職するものが増加し始め、4月始め、ASE 執行委員会は、ついに斗争続行を断念、組合員に「可能な最良の条件」で職場に復帰するよう指令を發したのであった。

こうして、さしあたり労働組合 ASE の完敗をもって終結した大争議の戦後処理およびその後の経過について簡単にふれておこう。争議終結後の1852年6月にグラスゴウで開かれた ASE 代表者会議は、卒直に ASE の敗北を認め、争議をもって貫徹することのできなかつた「職業防衛条項」を規約から削除することとした<sup>(17)</sup>。しかし、これは決して組合機能追求の放棄を意味するものではなく、ASE は、争議過程で萌芽を見た「共同組合工場」および「機械工の海外移住」の試みを支援しつつ、組織の再強化の道を追求した。かくて、大争議の敗北によって、ひとたびは組合員の減少、基金の涸渇を経験したとはいえ、ASE は意外なまでに動揺すること少くこのダメージから立直り、支部数、組合員数、基金額等あらゆる指標が示すように着実に組織力を強化していくことになったのである（表1参照）。

一方、雇用主協会はこの争議の終結後は、しだいに解体傾向を示し、やがて消滅しつつある地方的組織を残すのみとなった。かつて雇用主中央協会の書記を勤めたシドニー・スミスが議会委員会で証言したところによれば、1856年すでに雇用主協会は存在しなかつた。また1867年、ランカシャーに名

(17) J. B. Jefferys, *ibid.*, p. 42.

第1表 ASE 組織力の推移

	組合員数 人	年間収入			年間支出			支部数
		£	s	d	£	s	d	
1851年末	11,829	22,807	8	8½	13,324	19	11½	121
1852年6月末 (半年)	11,617	44,415	5	1	63,553	15	8	122
1852年末 (半年)	9,737	12,953	0	2	9,489	0	4½	129
1853年末	10,757	26,639	9	5	14,331	4	5½	141
1854年末	11,617	32,225	2	4	20,834	19	10	156
1855年末	12,553	35,706	19	8½	29,314	18	10½	166
1856年末	13,405	38,899	9	9½	31,386	13	5	173
1857年末	14,299	42,822	10	3	38,103	14	6	179
1858年末	14,745	44,733	5	11½	62,326	18	8½	186

By Thomas Hughes *Trade Societies' and Strikes*, p. 188より。

目的には協会のなごりがあったが、それは「今われわれが採用する唯一のプランは、各々がみずからの闘いを自分の責任で闘うということだ」と述べる体のものであった。<sup>(18)</sup> 1870年代に入って復活するに至るまで、機械工業雇用主の組織は、ひとたび労使関係の公然たる舞台からはその姿を潜めることになったのである。

さて、ふたたび19世紀中点にたちかえれば、1852年4月機械工業の大争議は終結したとはいえ、産業の場、あい闘う主体を移しつつ、イギリス労使関係は激動を続けていたのである。われわれも、労使対抗のつぎの焦点となった綿業プレストンの争議に目を転じよう。

## II プレストン綿業のストライキ 1853—4

争議の発端と綿業労働者の結集 機械工業大争議の余燼も未だ冷めぬ1853年から4年にかけて、再びイギリス全土の労働者の関心の焦点となったプレ

(18) Op. cit., p. 44.

ストーン綿業の労使対抗は、7ヶ月にわたる長期全面ロック・アウトのすえ、これも労働者側の敗北をもって終結した。いま、イギリス綿業労使関係の内包する問題点を抽出するために、また産業資本主義段階の労使関係の構造に照明を与える一つの素材を得るためにも、この争議の過程をふりかえっておこう。

さきにみた機械工業の大争議からまる一年を経ぬ1853年の初頭から、ランカシャー綿工業地帯の工場労働者 *factory operative* の間に動きがみられ、しだいに、全綿業地帯を通じて個別工場ごとに賃金増額の要求が提出されはじめた。プレストンにおいては、1853年4月初旬にミュール紡績工 *mule-spinners* と自動ミュール運転工 *self-acting minders* によって賃金要求が提出された。かえりみれば、綿業都市プレストンにおいては、1847年の恐慌の時点で綿工場労働者の賃金率が一率に10%切下げられていた。労働者たちの言によれば、この賃金切下げは、「業況が回復した暁には、いつでも切下げ額の復元がなされるものと確信をもって希望しつつ」労働者によって承服されたものであった。いまや労働者側は、賃金要求の提出にあたって、この間の事情に雇用主の注意を喚起し、「業界がぐづついた状態にあった時に、余儀ない必要により雇用主が、労働者の辛くも稼いだ賃金から取り上げたものを、業況繁栄の時期に復元することを拒絶するなどということは、よもやあるまい」と主張したのであった。<sup>(1)</sup>

1847年から48年にかけてヨーロッパに危機をもたらした恐慌は、当然のことながらイギリス綿業にも大きな打撃を与えた。しかし、1849年に続く急速な景気回復はランカシャーに新たな投資ブームをもたらしていた。1845年の26.1ミリオン・ポンドから1848年の22.7ミリオン・ポンドへと低下しつづけた綿製品輸出は、1850年末までに28.3ミリオン・ポンドへと上昇した。その後1852年までの期間、綿製品輸出の増加は大きなものではなかったが、これに代って1851年から53年にかけては「国内ブーム」が訪れた。綿業諸企業は、原料価格のほんの僅かな上昇をとまなうだけで綿布および綿糸 *yarns* に

(1) "An Account of the Strike in the Cotton Trade at Preston, in 1853," by J. Lowe, in: *Trades' Societies and Strikes*, 1860, p. 209.

ついでに価格上昇を享受し得た。これらの条件は、1853年まで続いた低利子率と相まって輸出の拡大がなくてさえも、綿業における新投資の増大を鼓舞するに充分であった。J. R. T. Hughes, *Fluctuations in Trade, Industry and Finance 1850-1860*, p. 76. 綿業労働者の賃金増加額を要求する運動は、こうした綿業の好況、企業利潤増大のあとを追う形で、一定のタイム・ラグをもちながら展開されたのであった。綿業の労使対抗は景気循環の諸局面とわかちがたく結びついている。とはいえプレストン・ストライキに關説して、J. R. T. Hughes が1853年後半に起った不況とこの争議の勃発を直接結びつけて考えている点は支持できない。Cf. J. R. T. Hughes, *op. cit.*, p. 79. 争議はすでに好況局面で始まっていたのであり、本稿で示すように、やがて単なる賃金紛争をこえた争点を含みつつ深刻化していったのである。

綿業労働者のこの要求に対する雇用主側の反応は、賃金増額の快諾、部分的承認から要求黙殺にいたるまで個別企業ごとに多様であった。この時点で少数の工場別ストライキがみられたが、これは速やかに妥協による終結をみたのであり、争議は未だ組織的性格をもつにいたらなかったといつてよい。

しかし、目を転ずれば、この時期に綿業地帯主要都市においては、ストックポート、ブラックバーン、ボルトン、プレストンの労働者の主導権のもとに工場労働者の間で地方委員会 local committee が続々形成され、これら各地方委員会の代表によって「中央集会」central meeting がもたれつつあった。かくて、6月5日ボルトンの代表者会議で「無条件の10%賃金引上げ」<sup>(2)</sup>の決議が発表されたのである。プレストンにおいては、6月9日力織機工 power-loom weaver の集会が開かれ、指導者コーウェル G. Cowell が斗争宣言を發し、「10%賃上げ」を要求する回章 circular が採択された。

中心的指導者の一人コーウェルは、「プレストン労働者は、他の綿業諸都市よりも10%近く低い賃金で、またオルダムよりは約20%低い賃金で働いている。そのオルダ

(2) 賃金要求について「無条件」unconditional のという語が付されたのは、若干の雇用主が賃金増額を認めるにあたって、「いかなる組合 Union にも醜しくないこと」を条件として提示したことによるものだった。Cf. *Trades' Societies and Strikes*, p. 210.

ムでは、労働者はつねに組合 Union を維持し、工場主の賃金侵害に対して何時でも  
 ⑧ 労働者を支援しようように基金を維持しているのだ」と説き、「賃金増額の獲得をめ  
 ざして奮起すべくプレストン労働者を覚醒させることができないかどうか、試してみ  
 ることを決意した」と宣言した。*Trades' Societies and Strikes*, p. 210.

一方、丁度この時期に7,000人のストックポート綿工場労働者がストライ  
 キ中であった。ここでは労働者側は賃金に関する三つの要求案を示し雇主に  
 選択を迫った。①10%賃金引上げ、②第三者による仲裁委員会への付託、③  
 「マンチェスターの10マイル円周内の平均賃金」の採用。この三案の提示に  
 対してストックポート雇用主は、第三案への対案として「綿業全体の平均賃  
 金」を示し回答としたのであった。綿業地帯全域の労働者から投入される支  
 援金にささえられてストックポートの綿工場労働者はストライキを続行、  
 8月始め10%におよぶ十分な賃金増額を獲得し、勝利の感をもって職場に復  
 帰したのであった。こうして、J. ロウの表現によれば、「アジテーターの委  
 員会は、ストックポートに関する紛争から解放されて、煽動 agitation のた  
 めの次の戦場として選ばれたプレストンにそのエネルギーを集中した<sup>(3)</sup>」ので  
 あった。この時から、1853年の全綿業地帯を覆う争議の波の極点として、プ  
 レストンがクローズ・アップされることになったのである。

1853年8月14日、ストックポートで開かれた綿業労働者各地方委員会の代  
 表者会議はプレストン労働者への支援を決議、同月下旬に開かれたプレスト  
 ンの労働者集会において、争議指導のために「紡績工委員会」 spinners com-  
 mittee と「織布工委員会」 weavers committee との二委員会が設置され、  
 指導性を確立すると同時に、緊急時に備えての基金 fund 形成のため全工場  
 労働者に献金が指令された。

指導者コーウェルは、プレストン綿工場労働者に訴えてつぎのようにのべる。「委  
 員会は要請する。賃金増額要求に対する回答が現在どのようなものであれ、どの工場

(3) Cf. op. cit., p. 212.



においても労働を停止することなく、要求書 notices を提出するように諸君の委員会によって指令されるまで作業を続け給え。こうすれば、委員会は認められた存在となるだろう。委員会は職工諸君を支援し、諸君のために成果を獲得するだろう。10%に充たぬ賃上げ額を拒絶する一方、指令のあるまで平穩に作業をつづけ給え。正式の要求書を提出し給え、そうすれば、雇用主たちがその機械を停止させておくのを妥当だと考える全期間にわたって、職工の生活を可能にするだけのものを委員会が支払うであらう。」 *Trades' Societies and Strikes*, p. 212.

**綿業雇用主協会の対応** 8月27日付「プレストン・ガーディアン」紙は、プレストンおよびその周辺の全綿業工場のうち、5工場をのぞいて他の総ての工場で紡績工はすでに増加された賃金率で作業していると報じていた。<sup>(4)</sup>この5工場に対して労働者側は要求書を提出、つぎの週のあいだにそのうちの1工場も賃金増額を承認した。しかしこの時、すでに賃金増額を実現していた1工場において口頭協約の解釈をめぐるくいちがいから380人の女子織布工全員が職場を放棄する事態が起った。これを機に、プレストンの綿業雇用主たちは急速に態度を硬化させた。すでにこの年3月プレストンでは綿業雇用主協会 *Masters' Association* が再建されていたが、この雇用主協会が決議を発表、「この町に何らのつながりももたず、否いかなるところにも定職をもたず勤勉な職工の稼ぎに寄食し奸計をめぐる無責任な団体、の指導のもとに身を置く<sup>(5)</sup>」ものとして労働者たちを非難し、「1836年の悲しむべき経験」に言及して労働者を威圧しつつ、ストライキに対しては全面的ロック・アウトで答えることを宣言したのであった。

説明を要する二つの問題について簡単にふれておこう。第一に、1836年の経験について。そもそもプレストンは綿工業諸都市の中で労使紛争の最も少い所として知られていた。1853年のこの争議に先立つものとして唯一注目されるのが1836年のプレストン・ストライキとして知られるものであり、これも綿業好況局面でボルトンに始まる

(4) Cf. op. cit., p. 212.

(5) “‘To the Operatives of Preston and the Neighbourhood’ manifesto of the Masters’ Association”, cited in: *Trades' Societies and Strikes*, p. 214.

賃金増額運動が遅れてプレストンに波及、13週間にわたる紡績工のストライキが織布工をはじめ関連工程の全工場労働者を巻き添えにした形となり、悲惨な生活窮乏の末に労働者側の敗北に終わったのであった。この争議を契機として熟練ミュール紡績工の排除を可能とする自動ミュール *self-acting mule* の広汎な採用が行われたといわれる。この争議を機に、プレストン綿業雇用主は、綿業労働者に一切の組合活動との絶縁を要求する一方、みずからは雇用主協会の組織を定着させたのであった。Cf. *Trades' Societies and Strikes*, pp. 208—9; H. A. Turner, *Trade Union Growth, Structure and Policy*, 1962, pp. 74—5.

第二に、雇用主協会について。1835年以降、時に活動を休止しつつも存在し続けたプレストン綿業雇用主協会は、1863年3月半ばにすでに活動を復活させ、新たな基盤をもって組織を拡大強化していた。協会は新規に委員会を整備し、各企業の公称馬力数に応じて一馬力あたり5シリングを醸出する基金を設け、明らかに来るべき争議に備えていたのである。プレストン綿工場労働者が委員会を形成しストックポートの争議支援のため醸金を始めたのが6月に入ることであり、プレストン現地で行動を起したのが8月末であることを想起せよ！プレストン争議においては、明らかに雇用主側が万全の準備をととのえて、労働者側の行動を迎え撃ったのであった。Cf. *Trades' Societies and Strikes*, pp. 213—4.

すでに雇用主協会は、その目的遂行のため、会員企業から使用動力の公称馬力数を基礎に、一馬力あたり5シリングの割で醸出する基金を有していたが、この時点で各企業あたり5,000ポンドを預託する違約金証書 *bond* を作り結束を強化し、労働者に対する全面対決の姿勢を固めたのであった。<sup>(6)</sup>これに続く数週間の間に、紡績工委員会および織布工委員会によって各々「交渉」と妥協的解決の申入れがなされたが、いずれも労働者の団結および委員会の代表権そのものを否定する雇用主によって会談そのものさえ拒絶された。また、第三者による調停の努力も不成功に終り、10月15日、提出されていた賃金要求書の期限切れとともにロック・アウトの幕が切って落されたの

(6) *Op. cit.*, p. 215.

であった。

このロック・アウトによって、45企業で操業が停止されたが、プレストン雇用主の足並みも完全に一致していたわけではなく、主として小規模企業からなる15企業は独自に操業を継続し、これらの企業は全ロック・アウト期間を通じて操業を続けた。その工場動力の総計は500馬力であり、総計3,000人の労働者 *operatives* を雇用していた。これに対して操業を停止した工場の総動力数は3000馬力であり、内輪に見て約19,000人が職を失ったと報告されている。*Trades' Societies and Strikes*, p. 219.

今やプレストンが労使対決の焦点であったが、この時点で Bury, Accrington, Burnley, さらに Bacup, Padiham, Newchurch, Rawtenstall, Manchester, などの諸都市でも綿業労働者を中心に、他業種にまでわたって労働争議と失職の状態が広汎にみられ、当時ランカシャーでの失業は内輪にみて65,000人といわれた。op. cit., p. 217. こうしたランカシャー工業地帯を覆う争議の波のなかで、プレストンの攻防も展開されたのであった。

**争議の経過と諸側面** 雇用主協会は、11月4日、工場閉鎖後の初会合において、再び「この町にもたらされたすべての災厄の原因たる、かの有害かつ無責任な団体の妨害」として労働者の団結を非難し、争議が原因となって業況が悪化したとして、工場再開の暁には賃金率を旧水準にまで引き下げると宣言した。一方、この時期までに労働者側では組織の整備が進み、他都市からも支援と斗争資金の流れが注がれ始めた。さきにみた紡績工、織布工の二職種別委員会を中心としつつも、これにとどまらず綿工場の関連工程に位置する各職種・各職工階層グループごとに組織が形成され、それらが統一行動を展開したのであった。<sup>(7)</sup>

ところで、このプレストン争議にあつては、前年の機械工業とは対照的に雇用主側が楽勝を予想していた。この雇用主の自信は、1836年争議の経験と強化された雇用主協会の力に由来するものであったが、J. ロウも指摘するように、この場合、綿業雇用主たちは「鉄道、一ペニ郵便、および民衆新聞

(7) この点について詳しくは次稿参照のこと。

であった。

このロック・アウトによって、45企業で操業が停止されたが、プレストン雇用主の足並みも完全に一致していたわけではなく、主として小規模企業からなる15企業は独自に操業を継続し、これらの企業は全ロック・アウト期間を通じて操業を続けた。その工場動力の総計は500馬力であり、総計3,000人の労働者 *operatives* を雇用していた。これに対して操業を停止した工場の総動力数は3000馬力であり、内輪に見て約19,000人が職を失ったと報告されている。*Trades' Societies and Strikes*, p. 219.

今やプレストンが労使対決の焦点であったが、この時点で Bury, Accrington, Burnley, さらに Bacup, Padiham, Newchurch, Rawtenstall, Manchester, などの諸都市でも綿業労働者を中心に、他業種にまでわたって労働争議と失職の状態が広汎にみられ、当時ランカシャーでの失業は内輪にみて65,000人といわれた。op. cit., p. 217. こうしたランカシャー工業地帯を覆う争議の波のなかで、プレストンの攻防も展開されたのであった。

**争議の経過と諸側面** 雇用主協会は、11月4日、工場閉鎖後の初会合において、再び「この町にもたらされたすべての災厄の原因たる、かの有害かつ無責任な団体の妨害」として労働者の団結を非難し、争議が原因となって業況が悪化したとして、工場再開の暁には賃金率を旧水準にまで引き下げると宣言した。一方、この時期までに労働者側では組織の整備が進み、他都市からも支援と斗争資金の流れが注がれ始めた。さきにみた紡績工、織布工の二職種別委員会を中心としつつも、これにとどまらず綿工場の関連工程に位置する各職種・各職工階層グループごとに組織が形成され、それらが統一行動を展開したのであった。<sup>(7)</sup>

ところで、このプレストン争議にあっては、前年の機械工業とは対照的に雇用主側が楽勝を予想していた。この雇用主の自信は、1836年争議の経験と強化された雇用主協会の力に由来するものであったが、J. ロウも指摘するように、この場合、綿業雇用主たちは「鉄道、一ペニ郵便、および民衆新聞

(7) この点について詳しくは次稿参照のこと。

が社会を変革したことについて全く無理解であった<sup>(8)</sup>といえる。争議の展開につれて、イギリス全土の労働者の関心はプレストンに集中され、プレストン労働者のアピールに応じて綿業地帯諸都市のみならず、全国各地の諸労働組合 *trades' societies* および民衆から、醸金の流れがプレストンに注ぎこまれ、その総額は争議期間中を通じて105,165ポンド12シリンダ9ペンスに達したのであった。この醸金の受入れと各職種別労働者グループへの配分を管理するために、「合同委員会」*Amalgamated Committee* が設置されたが、この「合同委員会」のバランス・シートに登場する醸金母体名称は、さながら19世紀中葉イギリス労働組合界の組織一覧表を示しているとさえいえるほどである<sup>(9)</sup>。

12月始め、雇用主協会は労働組合と絶縁して就業を求める労働者については、これを受入れ、それが十分な人数に達すれば操業を開始すると発表した。指導委員会の統制のもとで労働者側からこれに応募するものは少く、以後翌1854年2月に至るまで、プレストン綿業の労使関係は、ロック・アウトのまま膠着状態となった。この間、主として綿業に依存するプレストンの街には、広汎な生活窮乏がみられ、失職した工場労働者およびその家族は、新救貧法下の救貧扶助に依存しつつ悲惨な生活に耐えることを強いられたのであった。しかも、この過程では、救貧扶助の支出急増に驚く救貧法委員会 *Poor Law Commission* が実情調査のため現地プレストンへ委員の一人を派遣、争議中の労働者に扶助金を支給することの是非をめぐって救貧委員会内部に意見の対立を生ずるといふ、救貧法体制の性格を考えるにあたって興味深い問題を提起する事件も起ったのである<sup>(10)</sup>。

この戦線膠着の期間は、当然、労働者側にとって苦しい忍耐の時期であった。しかし、この期間には雇用主協会の側においても、ひとつの危機が訪れ

(8) *Trades' Societies and Strikes*, p. 215.

(9) Cf. "Analysis of the Income received by the Amalgamated Committee", *Op. cit.*, pp. 260—263.

(10) *Trades' Societies and Strikes*, pp. 221—222.

た。53年末ごろから、主として小工場主の間に動揺が起り、対労働組合強硬策に終始する雇用主協会の公式政策を離れて、個別工場的に従来雇用してきた自工場の労働者との間に和解・妥協的争議解決をはかり、操業開始を選ぶものが出はじめたのである。これに対して、雇用主協会は、かの違約金証書の執行で圧力を加え、ロック・アウトの足並みの乱れを抑えたのであった。<sup>(11)</sup> 他方、こうした状況を見た綿業地帯諸都市の工場主たちはマンチェスターで会合を開き、「プレストンにおいて斗われている争議は、賃金のためではなく、雇用主すべてが等しく関心をもつところの雇用主権 question of mastery の問題である<sup>(12)</sup>」として、プレストン雇用主協会への支援を決定した。かくて、各工場の週当り賃金支払い総額の5パーセントづつを醸出する「紡績および織布業雇用主防衛基金」Master Spinners' and Manufacturers' Defence Fund を設立、プレストン雇用主に資金援助を与えてロック・アウトの貫徹を支援したのである。

この「雇用主防衛基金」の運営は秘密とされたので、その収支について資料は残されていないが、J. ロウは「私は、それがともかくもプレストン雇用主に争議の続行を可能にするに充分なだけの、多大な額にのぼったと信ずる。また、その額の多寡がどうあれ、この基金への剰金者たちの若干が、争議終結のはるか以前に、それを不愉快な重荷と考えていたことは確かである」とのべている。op. cit., p. 228. なお、こうした諸都市の工場主たちの行動に関しては、争議の当時においてさえ、彼らのプレストン雇用主協会への支援は経営権の確立という原理の問題などではなく、「支援」の名目で金銭的負担を支払いつつ、実は競争者としてのプレストン工場主たちを市場から締め出しておくことに目的があったのだという見方があった。op. cit., p. 228. この点は、企業間競争と争議という、労使関係分析にあたっての重要な問題点を示唆している。

長期化するロック・アウトのなかで、労働者側は紡績工委員会にみられる

(11) Cf. op. cit., p. 226, pp. 229—231, pp. 239—240.

(12) op. cit., pp. 226—227.

た。53年末ごろから、主として小工場主の間に動揺が起り、対労働組合強硬策に終始する雇用主協会の公式政策を離れて、個別工場的に従来雇用してきた自工場の労働者との間に和解・妥協的争議解決をはかり、操業開始を選ぶものが出はじめたのである。これに対して、雇用主協会は、かの違約金証書の執行で圧力を加え、ロック・アウトの足並みの乱れを抑えたのであった。<sup>(11)</sup> 他方、こうした状況を見た綿業地帯諸都市の工場主たちはマンチェスターで会合を開き、「プレストンにおいて斗われている争議は、賃金のためではなく、雇用主すべてが等しく関心をもつところの雇用主権 question of mastery の問題である<sup>(12)</sup>」として、プレストン雇用主協会への支援を決定した。かくて、各工場の週当り賃金支払い総額の5パーセントづつを醸出する「紡績および織布業雇用主防衛基金」Master Spinners' and Manufacturers' Defence Fund を設立、プレストン雇用主に資金援助を与えてロック・アウトの貫徹を支援したのである。

この「雇用主防衛基金」の運営は秘密とされたので、その収支について資料は残されてはいないが、J. ロウは「私は、それがともかくもプレストン雇用主に争議の続行を可能にするに充分なだけの、多大な額にのぼったと信ずる。また、その額の多寡がどうあれ、この基金への献金者たちの若干が、争議終結のはるか以前に、それを不愉快な重荷と考えていたことは確かである」とのべている。op. cit., p. 228. なお、こうした諸都市の工場主たちの行動に関しては、争議の当時においてさえ、彼らのプレストン雇用主協会への支援は経営権の確立という原理の問題などではなく、「支援」の名目で金銭的負担を支払いつつ、実は競争者としてのプレストン工場主たちを市場から締め出しておくことに目的があったのだという見方があった。op. cit., p. 228. この点は、企業間競争と争議という、労使関係分析にあたっての重要な問題点を示唆している。

長期化するロック・アウトのなかで、労働者側は紡績工委員会にみられる

(11) Cf. op. cit., p. 226, pp. 229—231, pp. 239—240.

(12) op. cit., pp. 226—227.

ように綿業主要都市の賃金格差を示す資料を発表し、プレストン賃金水準の低さを強調するなど、争議続行のためのエネルギー開発をはかった。しかし、長期にわたる失職・生活窮迫によって、漸く労働者の間には動揺が萌しつつあったのである。

**局面の転換と争議の終結** 1854年2月に入るや、雇用主協会は態度を一変、一斉に工場再開を告示した。この時点で、長期争議に疲れた労働者のなかからは、戦線を離脱して就業するものが増加したが、なおも充分な数の就業希望者を得られないことを知った雇用主協会は、一転して他の地域とくにアイルランドおよびイングランド農業地帯から移住者をつのり、新規労働者として搬入するという新たな政策にふみ切った。こうして、それ以後4月に至るまで、雇用主によるプレストン外部からの職工の搬入と労働者側のこれに対する阻止行動が、しのぎを削ることになったのである。

しかもこの間、移住労働者の搬入問題をめぐって、争議はさらに新たな局面を迎えることになった。労働者側は移住者を連行、争議の現状を説明し、労働者階級としての連帯感に訴えて移住者を説得、出身地への送還を試み、これは実際にかんがりの成功をおさめた。それだけに、移住労働者の確保を急務とする雇用主協会はさまざまな手段をとり、ついには警官隊が移住者を護送することとなった。さらに、こうした移住者の搬送に対して群集の中から投石があったことを契機に、プレストン市長が「暴動鎮圧法」Riot Act を布告（3月2日）、争議への権力の介入が露わな形をとるに至った。しかも、急転する事態の流れはこれにとどまらぬ。上述のような状況のなかで漸く表面化する労働者陣営の動揺と全国から投入される餼金が下向線を辿り始めた事実とを見さだめつつ、雇用主協会は、争議の指導部を構成する労働者代表を「共謀罪」<sup>(13)</sup>で告訴、ついに指導者の一斉逮捕という事態が訪れたのであった（3月20）。

移住労働者の搬入は続き、4月なかばプレストンの中産市民による最後の

(13) *Trades' Societies and Strikes*, pp. 234—241.



調停の試みも、雇用主協会の峻拒にあって失敗に終わった。こうして労働者にとって展望のない状態が続くうちに、綿業労使関係にとっては全く外在的衝撃としてクリミア戦争が勃発、この開戦を契機とする市況の混乱・業況の悪化が起り、かつて賃上げを実現したストックポートで、綿業雇用主は再び賃率の切下げを発表した。これに対してストックポート綿業労働者は、分散戦の不利を説くプレストン労働者の説得に耳を貸さず、ただちにストライキを決定、かくて綿業労働者は二つの戦場を抱えることとなり、すでに下向線を辿り始めていたプレストンへの支援金は、次週から顕著な落ち込みを示した。資金減少に苦しむ合同委員会は、戦線の整理・再編によって事態を切り抜けようと試み、この過程でスロックスル紡績工 *throstle-spinners* グループが争議から身を引いた。また、合同委員会は、失職手当の単純給付制を維持できず、貸付制 *loan* に切り替える策をとったが、なおかつその基金のグループ間配分にあたって梳綿工 *card-room hands* を除外することになった。

スロックスル紡績工委員会に、争議から身を引くに当って、つぎのような宣言を発表した。「我々は、この第31回報告書が我々の発行する最後のものとなることを残念に思う。これ以降、スロックスル工は工場労働に対してその正当な報酬を獲得するための斗争から身を引く。我々になぜこれ以外の道が残されていないか、その事情および理由についてこの限られた書簡の中で説明することはできない。ただ、このように斗争から身を引きつつも、我々の敗北に終った要求は、それを我が同胞たちにそして公衆に対して訴えたその最初の日におけると同じく、全く正当なものだと感じているということのをのべるだけで充分であろう。我々が主としてその援助に頼ってきたところの人々が、他の斗いつつある諸部門を強化するためにも、我々が身を引くことを正しいと判断し、我々はこれに従った。我々は、これまでの親切に対して、すべての友人たちに感謝する。そして、敢えていうならば、スロックスル工には得られなかった勝利が、工場労働の自由と正義のために未だに斗いつつある諸部門の人々によって勝ち得られるようにと望むものである。」 *Trades' Societies and Strikes*, p. 247.

一方、スロックスル紡績工および梳綿工のローン制基金配分からの除外について、合同委員会 *Amalgamated Committee* はつぎの諸点をあげた。①梳綿工およびスロ

スル工が過去一ヶ月間にわたり 合同委員会基金の全額に近いものを費消していること。②これら職種の労働者が、他都市の同一職種労働者によって十分に援助されていないこと。③しかも結果的にみれば彼らの多数が、再開された工場の仕事に応募していること。以上三点をあげて、彼らに新たな基金の配分を停止することの理由としたのであった。

合同委員会は、全力を斗争の主力である紡績工と織布工の支援にあてることこそが全般的勝利に結びつくだろうと主張した。だが、この決定のリアルな帰結は、梳綿工の争議続行不可能、雇用主への降伏以外のものではあり得なかった。さらに、貸付制と新たな基金配分法にもかかわらず、基金減少の顕在化はすでに争議続行の見通しを暗くしていた。かくて、プレストン織布工も、一週間後にはパディハム織布工代表の忠告に従って争議の収拾を決定することになった。これに対して、紡績工委員会は、他職種労働者の争議続行不可能が明らかになった時点においても、一度はみずからの資金のみに頼ってストライキ続行を意図した。しかし、これも1854年5月なかば、プレストン雇用主協会がグラスゴウから大量の紡績工を搬入しようとするのを目前にして、ついに争議の収拾にふみきらざるを得なかったのである。かくて、ロック・アウト期間のみで7ヶ月余、争議の発端から数えれば延々9ヶ月におよんだプレストン綿業の大争議も、労働者側の敗北をもって終結したのであった。

## 小 括

われわれは、19世紀中点におけるイギリス労使関係の態様を象徴的に示す二つの大争議をトレースしてきた。ここでは、これらの争議経過を観察するなかから浮び上ってくる二、三の問題点にふれて次稿への橋渡しにしよう。しばしば試みられる個別労働組合の発展史研究という視点からすれば、必然的に切り離して問題にされる二つの争議を、私は意識的にその同時代性において一括して叙述した。二つの争議は、1847年恐慌からの回復過程、自由主

義イギリス経済の黄金時代へのかどでの時に、きびすを接して展開されたのであった。いうまでもなく、一方は生産手段生産部門の一面に位置し（機械工業）、他方は消費手段生産部門の中核をなす（綿工業）という産業的条件をもちつつ、両産業は不可分の連関をもってイギリス資本主義の現実的構造の構成部分をなしていた。したがってまた、当然のことながら両産業での争議に凝縮した形で体现される労使関係の態様は、イギリス資本主義の構造に対応するイギリス労使関係の全体的構造のなかでこそ、その正当な位置づけを受けとるものであったといえる。ある意味では、この両争議に表現された労使関係の實在は、自由主義＝産業資本主義段階イギリス労使関係の極と対極を典型的に体现していたのだともいえる。

このような視点からすれば、二つの争議の事実をみることによって、ただちに、同一の歴史時点にみられる労使関係の異なる類型の存在、したがってまた、それらを包括する労使関係全体像の複合的性格が注目されるであろう。この点は、従来のイギリス労働組合史研究の問題意識との関連でいえば、自由主義＝産業資本主義段階にとって、段階照応的な賃労働類型および労働組合類型は何か、という論点にもかかわってくる。<sup>(1)</sup>

19世紀中葉の労使関係について、ウェップ以来の機械工類型・ASE 類型の過度の重視については、イギリスの学界においても、わが国の研究者のあいだでも、反省と論議がみられるところであるが、19世紀中点という同時代性におけるふたつの争議の対比は、事実の重みをもって綿業オペラティブ類型の比重の大きさと、その労使関係が含む問題領域の広さを示唆するといえよう。

とくに、わが国の労働問題研究のなかにみられた「社会政策論」と「労働組合（史）研究」の分立（分裂）のゆえに、そのはざまにあって従来の方法

(1) ここでは、さしあたり、高橋克嘉「イギリス労働組合運動史の若干の論点」①、②、『フェビアン研究』Vol. 16, No.3, 6. と、栗田健「労働組合史の方法」、『経済学論集』第36巻第3号、をあげておこう。なお、私見については、前掲小稿「労資関係史研究の方法について」を参照のこと。

的論議においても欠落していた（と私には思われる）産業内労使関係への権力介入の問題，さらには救貧法体制と密着して展開する労働市場・労使関係の实在に着目することは，自由主義＝産業資本主義段階の労使関係を見る視点を大きく変化させることになりはしないだろうか。それはすでに，いわゆる「需要供給理論と労使関係」という問題について，あるいは「自由にして流動的な労働市場」という概念について，その意味連関を従来とは異なる角度から見直す契機をわれわれに与えているといえる。とはいえ，ここはまだ，これらの論点について詳細にわたって触れるべき場ではない。こうした論点をも念頭におきつつ，次稿以下では，イギリス労使関係史分析の，みずからの作業を進めることにしよう。

（未完）